

鳥取県告示第 970 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭 1506-1	平成 19 年 7 月 31 日
橋口政弘	鳥取市若葉台三丁目 12-3	はしぐちホームクリニック	鳥取市新 103-10	平成 19 年 9 月 30 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方 127-1	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山 112-2	〃
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	〃
〃	〃	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井 359-9	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭 1506-1	平成 19 年 7 月 31 日
橋口政弘	鳥取市若葉台三丁目 12-3	はしぐちホームクリニック	鳥取市新 103-10	平成 19 年 9 月 30 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方 127-1	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山 112-2	〃
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	〃
〃	〃	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井 359-9	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
-----	------------	--------------	---------------	-------

株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目 10-1	株式会社コムスン鳥 取ケアセンター	鳥取市雲山 112-2	平成 19 年 10 月 31 日
----------	----------------------	----------------------	-------------	----------------------